

【辺地とは】

「辺地」とは、交通条件や経済的条件などに恵まれていない地域で、次の（１）及び（２）の要件を満たす地域のことです。

（１）地域の中心（宅地 3.3 平方メートルあたりの価格の最も高い地点）を含む 5 平方キロメートル以内の面積の中に 50 人以上の人口を有すること。

（２）辺地度点数（※）が 100 点以上あること。

※辺地度点数：役場、医療機関、郵便局、小中学校、駅または停留所等までの距離が遠隔であるなど、条件を点数化したもの

【計画策定に関する経緯】

町では、当該辺地に係る公共的施設の総合的、計画的な整備を促進するため、より財政運営に有利な「辺地対策事業債」を発行し、辺地とその他の地域との生活格差の是正を図ることを目的として、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」（以下、「辺地計画」という。）の策定を進めています。

（参考）過疎対策事業債 充当率 100%、交付税参入率 70%
辺地対策事業債 充当率 100%、交付税参入率 80%

【計画策定の概要】

○行政区「木明」、「明前」、「蟹田」、「有戸」、「目ノ越」の 5 地区を一つの辺地「有戸辺地」とし、辺地計画の対象とする。

○計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

○辺地計画に登載する事業（実施計画登載事業より 3 事業）。

- ・有戸地区農地整備事業
（農道の改修、改良）
- ・消防団車両更新整備事業
（消防車両の更新）
- ・光ファイバ整備事業
（光回線未整備地区への整備）

※なお、有戸辺地を含め、町内全域が過疎地域に指定されておりますので、「過疎対策事業債」を財源とした事業も行っております。